

別表2（第6条及び第7条関係）

助成対象経費

事業名	助成対象経費	助成率	助成限度額 (年)
住宅の借 上げ	① 家賃、管理費（共益費） ※1戸につき合計、月82,000円を上限とする。	1/2	200万円
	② 礼金 ※1戸につき1回限り、82,000円を上限とする。		
	③ 更新料 ※1戸につき1回限り、82,000円を上限とする。		
	④ 仲介手数料 ※1戸につき1回限り、82,000円を上限とする。 ※宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条の規定による仲介手数料の限度額の範囲内に限る。		
	⑤ その他、借上げ住宅に必要な費用で、理事長が 適当と認めたもの		
食事等の 提供	① 食事等の提供に係るサービスの利用料、初期 導入費用、配達料 ※契約に基づく継続的かつ定期的なサービス とする	1/2	50万円
	② 弁当配達サービスの利用料、配達料 ※契約に基づく継続的かつ定期的なものに限 る		
	③ 上記①又は②に伴う設備のレンタル又は購入 費用		
	④ 上記①又は②に係る食事代		
	⑤ その他、食事等の提供に必要な費用で、理事長 が適当と認めたもの		
健康増進 サービス の提供	① 健康増進に係るセミナー・研修等の実施費用	1/2	50万円
	② 法令等で義務付けられていない健康診断、産業 医等の面談等の実施費用 ※35歳以上のみを対象とするものでも可		

別表2（第6条及び第7条関係）

	<p>③ 健康診断結果を管理するデータベースの導入費用</p>		
	<p>④ 法定外のストレスチェック実施費用</p>		
	<p>⑤ 都内事業所に設置する健康器具の購入又はレンタル費用 ※娯楽性の強いものを除く</p>		
	<p>⑥ その他、健康増進サービスに必要な費用で、理事長が適当と認めたもの</p>		